

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)

【施行日】平成24年6月1日

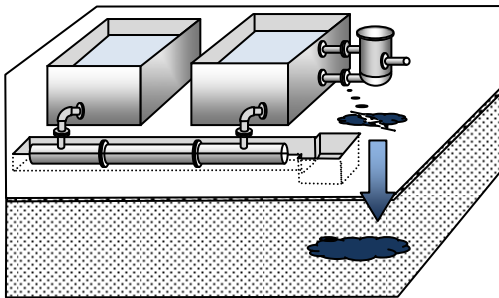
改正の背景

- 工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、平成元年の地下浸透禁止の規制の整備後も毎年継続的に確認されている。
- 原因の大半は、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えい。
- 地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難である。



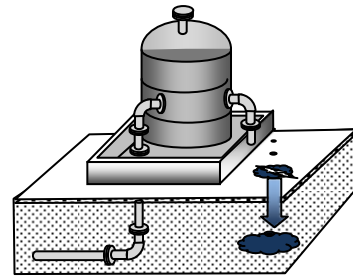
地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要がある。

【地下水汚染事例1】 生産設備



◆金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】 貯蔵設備



◆輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

改正内容

<p>1. 規制対象施設の拡大(改正法第5条3項)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 有害物質を使用等する特定施設の設置者、及び貯蔵する施設等の設置者は、排出水の排出の有無にかかわらず、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならない。・ これまで届出不要とされていた「特定施設から発生する汚水の全量を下水道や共同処理施設へ排除している事業場」について、有害物質を使用等している場合、新たに届出が必要となる。	<p>既設で未届けの有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、H24年6月30日までに届出が必要</p>
<p>2. 構造等に関する基準遵守義務の創設(改正法第12条の4)</p> <p>有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>既設の場合は法施行後3年間適用が猶予される。</p>
<p>3. 定期点検の義務の創設(改正法第14条第5項)</p> <p>有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期的に点検、記録、保存が義務付けられた。</p>	<p>法施行後直ちに所要の頻度で点検の実施が必要</p>
<p>4. 改善命令等の創設(改正法第8条、第13条の3)</p> <p>当該施設が構造等の基準を遵守していない場合、必要に応じ計画の変更命令や構造等の改善命令の対象となる。</p>	<p>既設の場合は、法施行後3年間適用されない。</p>

～有害物質貯蔵指定施設とは～

- 有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設
- 対象となる施設は、原材料の有害物質貯蔵タンク等に配管等で固定され、一定期間、一定の場所に設置されているものをいう。
※ 常時移動させながら使用するもの、例えば倉庫でのドラム缶や一斗缶等の保管などは対象外。

- 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を防止するため、構造等に関する基準に依じた項目及び頻度で定期点検を行うための、以下の3種類の基準が設定された。

3種類の基準

- A基準：法施行後に設備を新設・変更する場合に適用される基準。
- B基準：既設の設備に適用される基準。施行後3年間適用が猶予される。構造等の基準がA基準よりも緩和される分、点検頻度を高め、漏えい検知方法をA基準より充実させる等により、A基準と同等の未然防止水準を維持する。
- C基準：既設の施設に対する3年間の猶予期間中の措置。定期点検をB基準よりも頻度を高めるなどにより、より充実したものを実施する。施行後直ちに適用される。（規制対象となる設備等は下表例を参照）

構造等基準の対象となる設備等の事項

- ①施設の設置場所の床面及び周囲、②施設本体、③付帯する配管等、④排水溝等、⑤地下貯蔵施設、⑥使用方法

例) C基準の場合に適用される点検義務の一覧表

規制対象		点検の内容	頻度
床面		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ等の異常の有無 ・被覆の損傷の有無 	1月に1回以上
施設本体		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ・有害物質を含む水の漏えいの有無 	1年に1回以上
配管	地上配管	<ul style="list-style-type: none"> ・亀裂、損傷等の異常の有無 ・有害物質を含む水の漏えいの有無 	6月に1回以上
	地下配管	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の漏えいの有無 ・上記と同等以上の効果を有する方法による点検 	1年に1回以上 点検項目に応じた頻度
排水溝等		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ等の異常、被覆の損傷の有無 ・内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検 	1月に1回以上 1年に1回以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記と同等以上の効果を有する方法による定期点検 	点検項目に応じた頻度
地下貯蔵施設		<ul style="list-style-type: none"> ・内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の漏えいの点検 	1年に1回以上